

■ 2024 年度診療報酬・介護報酬同時改定の動き

6年に一度の診療報酬および介護報酬の同時改定が行われました。団塊の世代のすべてが75歳以上になる2025年を前に、超高齢社会に対応するための体制づくりにむけた最後の同時改定として、「医療と介護の連携」がキーワードとなり注目を集めました。今号は、この春に決まった透析に関わる診療報酬と介護報酬の主な内容をお知らせします。改定の時期は介護報酬は今年4月から、診療報酬は6月からです。

診療報酬とは

保険診療が行われたときに、医療保険から医療機関へ支払われる治療費のことをいいます。保険で受けられる医療範囲や価格が細かく定められ、例えば、透析の回数や時間、検査項目やその回数、湿布葉の枚数などはこの診療報酬によってその範囲が決められています。

2024 介護報酬から

▼ 特養の透析送迎に「特別通院送迎加算 594 単位/月（新設）」

*1 単位 10 円（地域で異なる）

介護報酬では、特別養護老人ホーム（特養）が透析を受けている入所者を透析クリニックへ送迎した場合、新たに加算がつくことになりました。家族や透析クリニック等による送迎が困難であるなどやむを得ない理由があること、介護施設職員が1か月に12回以上の送迎を行った場合などが要件とされています。

全腎協では、要介護透析患者の特養への入所が厳しい状況から、国会請願など様々な機会において入所ができるよう環境改善を要望してきました。今回の加算だけで入所困難事例がすべて解消されるわけではありませんが、今後につながる明るい前進といえます。

2024 診療報酬から

▼ 人工腎臓の評価の見直し

*1 点 10 円（全国一律）

「人工腎臓」は、血液透析を行う際の医師などが診察や治療を行う技術料にあたり、血液透析のかなめとなる重要な点数にあたります。診療報酬全体での改定率は0.88%引き上げられましたが、「人工腎臓」は、包括されている医薬品の実勢価格を踏まえ今回も引き下げられました。

1 慢性維持透析を行った場合 1

イ 4 時間未満の場合	1, 876 点	(-9 点)
ロ 4 時間以上 5 時間未満の場合	2, 036 点	(-9 点)
ハ 5 時間以上の場合	2, 171 点	(-9 点)

2 慢性維持透析を行った場合 2

イ 4 時間未満の場合	1, 836 点	(-9 点)
ロ 4 時間以上 5 時間未満の場合	1, 996 点	(-9 点)
ハ 5 時間以上の場合	2, 126 点	(-9 点)

3 慢性維持透析を行った場合 3

イ 4 時間未満の場合	1, 796 点	(-9 点)
ロ 4 時間以上 5 時間未満の場合	1, 951 点	(-9 点)
ハ 5 時間以上の場合	2, 081 点	(-9 点)



▼ダイアライザーなどの人工腎臓用特定保健医療材料

(1) ダイアライザー

I a 型	1, 440 円	(-40 円)
I b 型	1, 500 円	(± 0 円)
II a 型	1, 450 円	(-30 円)
II b 型	1, 520 円	(± 0 円)
S 型	2, 220 円	(+600 円)
特定積層型	5, 590 円	(-100 円)

(2) ヘモフィルタ

4, 340 円	(± 0 円)
----------	---------

(3) 吸着型血液浄化器 (β2ミクログロブリン除去用)

21, 700 円	(± 0 円)
-----------	---------

(4) 持続緩徐式血液ろ過器

① 標準型

ア一般用	27, 000 円	(± 0 円)
------	-----------	---------

イ超低体重患者用	27, 000 円	(± 0 円)
----------	-----------	---------

② 特殊型	27, 400 円	(± 0 円)
-------	-----------	---------

(5) ヘモダイアフィルタ

2, 630 円	(± 0 円)
----------	---------